

○工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について

鉄業契第61号

平成15年10月1日

改正 平17. 3.31 鉄業契55号  
平17.10.31 鉄業契16号  
平19. 3.30 鉄業契68号  
平27. 3.31 鉄業契150326004号  
平29. 3.27 鉄業契170327021号  
平31. 3. 5 事監契190305007号  
令 1.10.28 事監契191023004号

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

理 事 長

工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について（通達）

工事（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程（平成15年10月機構規程第140号。以下「工事資格確認規程」という。）第1条に規定する工事をいう。以下同じ。）及び役務（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程（平成15年10月機構規程第141号。以下「役務資格確認規程」という。）第1条に規定する役務をいう。以下同じ。）に係る入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続については、一般競争入札方式の実施について（平成15年10月1日付け鉄業契第29号・鉄計積第11号通達）、条件付一般競争入札方式の実施について（平成17年10月31日付け鉄業契第13号・鉄計積第8号通達）、入札監視委員会の運営について（令和元年10月28日経会第191023002号・事監契第191023002号・自財管第191023002号通達。以下「入札監視委員会通達」という。）等によるほか、下記によることとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成13年3月30日付け経契第774号・計積第105号依命通達）は、平成15年9月30日限り廃止する。

記

1 対象となる工事及び役務

- (1) 本通達による苦情処理の対象となる工事及び役務は、原則として以下のとおりとする。ただし、部外者に対し秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格が250万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないもの及び役務において

は予定価格が 100 万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を超えないものを除く。

ア 条件付一般競争入札方式によった工事

イ 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式以外の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式」という。）によった工事及び役務

ウ 随意契約方式によった工事及び役務

- (2) 政府調達に関する協定（平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号）の対象となる工事及び役務については、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進会議決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

## 2 一次苦情申立て

### (1) 理由の通知

地方機関の長は、条件付一般競争入札方式において、競争参加資格確認申請書を提出した者のうち当該工事について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた理由を原則として電子入札システムにより通知するものとする。

### (2) 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

ア 条件付一般競争入札方式

(7) 競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、地方機関の長による競争参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該理由に不服がある者は、地方機関の長に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

(4) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、地方機関の長に対して非落札理由についての理由を求めることができる。

イ 通常指名競争入札方式

当該入札の行われる地方機関において、当該入札と同一の工事種類又は業種区分に登録がある資格確認者（工事資格確認規程第 9 条及び役務資格確認規程第 9 条に規定する資格確認者をいう。以下同じ。）のうち、当該通常指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、地方機関の長に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

ウ 随意契約方式

当該契約と同一の工事種類に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第 3 条第 1 項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の資格確認者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、地方機関の長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

### (3) 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、地方機関の長に対して行う

ことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事又は役務、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載（様式自由）するものとする。ただし、2(2)ア(ア)及び(イ)に掲げる苦情の申し立ては、原則として電子入札システムにより、地方機関の長に対して行うことができるものとする。

ア 2(2)ア(ア)に掲げる苦情にあつては、地方機関の長が競争参加資格がないと認められた理由の通知をした日の翌日から起算してから5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。（以下「休日」という。）を含まない。）以内。

イ 2(2)ア(イ)に掲げる苦情にあつては、地方機関の長が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

ウ 2(2)イに掲げる苦情にあつては、地方機関の長が指名の理由の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

エ 2(2)ウに掲げる苦情にあつては、地方機関の長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

#### (4) 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、地方機関の長は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（2(2)ア(ア)及び(イ)に掲げる苦情にあつては、原則として電子入札システム。以下「回答書」という。）により回答する。また、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

#### (5) 苦情の申立ての却下

地方機関の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

#### (6) 苦情申立てについての教示

地方機関の長は、苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本通達により対象となる工事及び役務に係るものに限る。

ア 条件付一般競争入札方式にあつては入札説明書に(2)ア(ア)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

イ 条件付一般競争入札方式であつて総合評価落札方式を実施する場合は、入札説明書に(2)ア(イ)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

ウ 通常指名競争入札方式及び随意契約方式にあつては、(2)イ及び(2)ウに掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

#### (7) 苦情処理手続に係る明示

地方機関の長は、2(1)から(4)までに係る手続を次のとおり明示するものとする。ただし、本通達により対象となる工事及び役務に限るものとする。

ア (2)ア(ア)及び(イ)に係る手続については、入札説明書に記載すること。

イ (2)イ及び(2)ウに係る手続については、地方機関において掲示等を行うこと。

#### (8) 苦情処理結果の公表

地方機関の長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面（電子入

札システムにより提出されたものを含む。)及び回答書を閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

### 3 再苦情申立て

#### (1) 再苦情の申立てができる者及び再苦情申立てができる範囲

2(4)の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、地方機関の長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

#### (2) 再苦情申立ての方法

ア 再苦情の申立ては、地方機関の長から2(4)の回答書を受けとった日から7日(休日を含まない。)以内に、書面により、地方機関の長に対して行うことができるものとする。

イ 再苦情の申立てがあった場合は、地方機関の長は、速やかに当該地方機関の入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立て書の様式等については、入札監視委員会通達によるものとする。

#### (3) 再苦情申立てへの回答

地方機関の長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、申立者に対し、その結果を書面により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い地方機関の長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

#### (4) 再苦情の申立ての却下

地方機関の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができるものとする。

#### (5) 再苦情申立てについての教示

地方機関の長は、2(4)の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

#### (6) 再苦情処理手続に係る明示

地方機関の長は、3(1)から(3)までに係る手続を、2(4)の回答書中に記載して明示するものとする。

#### (7) 再苦情処理結果の公表

地方機関の長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び地方機関の長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

### 4 対象除外

1(1)については、当面、予定価格が1,000万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を超えない工事及び予定価格が500万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を超えない役務を対象から除外するものとする。